

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美里町は、地方税及び保険料の滞納管理に関する事務に係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの不適切な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

埼玉県美里町長

公表日

令和4年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻
③システムの名称	滞納整理システム 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16,59,68,94項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町木部323-1 電話:0495-76-1115
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町木部323-1 電話:0495-76-1115

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月17日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月17日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	税務課	総務税務課	事後	平成28年度機構改革による
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長	総務税務課長	事後	平成28年度機構改革による
平成28年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-5-76-1115	美里町役場 総務税務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-76-5131	事後	平成28年度機構改革による
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-5-76-1115	美里町役場 総務税務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-76-5131	事後	平成28年度機構改革による
令和1年6月28日	IV. リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事前	様式変更に伴う修正
令和3年3月8日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	収納消込システム 統合宛名システム	事後	記載内容精査により
令和3年3月8日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第16項並びに内閣府・総務省令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16.59.68.94項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条	事後	記載内容精査により
令和3年3月8日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	美里町役場 総務税務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町木部323-1 電話:0495-76-1115	美里町役場 総務税務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町木部323-1 電話:0495-76-5131	事後	記載内容精査により
令和3年3月8日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	美里町役場 総務税務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町木部323-1 電話:0495-76-1115	美里町役場 総務税務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町木部323-1 電話:0495-76-5131	事後	記載内容精査により
令和3年3月8日	Ⅲ しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月30日 時点	令和1年6月17日 時点	事後	記載内容精査により
令和3年3月8日	Ⅲ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月30日 時点	令和1年6月17日 時点	事後	記載内容精査により
令和4年9月8日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	総務税務課	税務課	事後	ガバメントクラウド移行に伴う修正
令和4年9月8日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	総務税務課長	税務課長	事後	ガバメントクラウド移行に伴う修正
令和4年9月8日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	美里町役場 総務税務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-76-1115	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-76-1115	事後	ガバメントクラウド移行に伴う修正
令和4年9月8日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	美里町役場 総務税務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-76-1115	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-76-1115	事後	ガバメントクラウド移行に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明